

令和 7 年度（2025 年度） 学校給食費のご案内

1. 学校給食費のお支払い方法と学校給食申込み

- ・口座振替を原則としています。（小学校・義務教育学校前期課程、中学校・義務教育学校後期課程それぞれにお手続きが必要です。）
 - ・口座登録がまだの保護者様につきましては、早急にお手続きを行ってください。
 - ・兄弟姉妹がいる場合でも児童・生徒ごとに手続きが必要になります。
 - ・金融機関でお手続きが必要です。（通帳・届出印をお持ちください）
 - ・口座振替は、下記の金融機関であればどの金融機関でも口座振替登録ができます。
給与振込口座などをご登録いただきますと、残高不足による振替不能を避けられます。
- ※金融機関でお手続き後、学校給食課の登録まで最長 1 ヶ月ほどかかることがあります。

【小学校・前期課程で口座振替ができる金融機関】

みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行 リソナ銀行 京都銀行 関西みらい銀行
池田泉州銀行 大阪信用金庫 大阪シティ信用金庫 北おおさか信用金庫 尼崎信用金庫
のぞみ信用組合 近畿産業信用組合 近畿労働金庫 大阪北部農業協同組合

【中学校・後期課程で口座振替ができる金融機関】

三菱UFJ銀行 三井住友銀行 リソナ銀行 池田泉州銀行 北おおさか信用金庫
大阪北部農業協同組合 京都銀行 のぞみ信用組合 尼崎信用金庫 近畿労働金庫
近畿産業信用組合 関西みらい銀行 大阪シティ信用金庫

2. 学校給食費 1 食あたりの学校給食費は、次のとおりです。

小学校・前期課程

学年	単価	内訳		
		主食（パン・ご飯）	副食	飲料（牛乳）
1.2 年生	241 円	34 円	147 円	60 円
3.4 年生	243 円	36 円		
5.6 年生	245 円	38 円		

中学校・後期課程

単価	310 円
内訳	主食（パン・ご飯）40 円 飲料（牛乳）60 円 副食210 円

本市では、近年の物価高騰による保護者のみなさまの経済的負担軽減を図るため、学校給食費（食材料費）の一部を公費負担しています。

3. 学校給食実施回数

- ・年間およそ 190 日程度です。
- 学校行事の有無や、中学校（後期課程）はテスト期間の学校給食実施の有無で実際の回数が増減することがあります。

4. 学校給食費の請求及び口座振替日

小学校・前期課程

給食を提供した翌月の26日（銀行休業日の場合は翌営業日）に給食費が引き落とされます。

給食実施月	食 数		学校給食費（単位：円）				口座振替日
	1 年生	2～6 年生	1 年生	2 年生	3・4 年生	5・6 年生	
4 月分	5	14	1,205	3,374	3,402	3,430	6 月 26 日
5 月分	20		4,820		4,860	4,900	
6 月分	21		5,061		5,103	5,145	7 月 28 日
7 月分	13		3,133		3,159	3,185	8 月 26 日
8 月分	4		964		972	980	10 月 27 日
9 月分	20		4,820		4,860	4,900	
10 月分	22		5,302		5,346	5,390	11 月 26 日
11 月分	18		4,338		4,374	4,410	12 月 26 日
12 月分	17		4,097		4,131	4,165	1 月 26 日
1 月分	15		3,615		3,645	3,675	2 月 26 日
2 月分	18		4,338		4,374	4,410	3 月 26 日
3 月分	11		2,651		2,673	2,695	4 月 27 日
年間合計	184	193	44,344	46,513	46,899	47,285	

中学校・後期課程

給食を提供した翌月の27日（銀行休業日の場合は翌営業日）に給食費が引き落とされます。

給食 実施月	食数	学校給食費	口座振替日	給食 実施月	食数	学校給食費	口座振替日
4 月分	14	4,340	6 月 27 日	10 月分	22	6,820	11 月 27 日
5 月分	20	6,200		11 月分	18	5,580	1 月 5 日
6 月分	21	6,510	7 月 28 日	12 月分	17	5,270	1 月 27 日
7 月分	13	4,030	8 月 27 日	1 月分	15	4,650	2 月 27 日
8 月分	4	1,240	10 月 27 日	2 月分	18	5,580	3 月 27 日
9 月分	20	6,200		3 月分	13	4,030	4 月 27 日
				年間合計	195	60,450	

※上記表は概算です。食数及び学校給食費学校行事などにより実際の回数は増減する場合があります。

5. 学校給食中止依頼書

学校給食は事前に食材発注などの準備を行うため、風邪などによる急な欠席の場合は、原則として止めることができず、学校給食費が発生します。しかし、5 給食実施日以上連続で欠席する場合は、学校へ「学校給食中止依頼書」を提出することで、提出後 3 給食実施日以降から給食を中止することができます。

なお、季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症での欠席については、発症時点で欠席期間が未確定であるため、中止することはできません。

6. 食物アレルギー対応について

- ・学校給食を中止する場合は「学校給食中止依頼書」の提出が必要となります。
 - ・主食（パン・ご飯）・副食・飲料（牛乳）の区分で中止することができます。
- 【中止ができない対応】
- ・献立によって、喫食する、しない ・副食のうち特定のおかずだけ喫食しない
 - ・副食のランチボックスは喫食するが、食缶分は喫食しないなど

【お問合せ先】 豊中市教育委員会事務局 学校給食課 管理係
〒561-0891 豊中市走井 3-27-1 TEL/06-6843-9101